

食糧増産の先覺者 澤村勝爲と三森治右衛門

一草野村後三森氏の資料による
鈴木光四郎

三森家累代 覽書抄抄

其の後文元年(三三二)年
光澤京師に於て歿せらるると
四月廿五日を發して五月京師
に著し京都府豊後守に榮る
門弟漢してその死を惜みその
徳を歎慕しおること十七日に
して京都を去る。但し慶安三
年(三三〇)年六月大早饑
後慶應元年(三三二年)二
月十五日を以て小川渠を起
工し明應元年(三三五年)七
月十四日澤村奉行切腹せら
れ而してこの寛文の年は我等
光澤と共に小川渠水路敷取
修に着手せる當時にして父光
澤を京都にて省みることは
子とて國家のため身を盡す
と雖も子として父の遺徳に就
く事能はざりしは實に後世の
非を免れざるなり。光澤當時
切なる心根は砲を斬つが如く
に有之候。さて又徳物等門
弟の望に任せ住居の家屋及び
家具一式その他甲子辰辰長
鐵砲引矢馬長刀三本兵書出巻

死者十二名になる

復興には十日間から要す

常盤炭礦鐵道本坑北進口の
ガス爆發修の死者は、その
後更に三名増加、重傷者は
十五名で、その氏名は左の通
り、なおガス爆發と同時に十
五メートルにわたる落盤もあ
り、この切羽は同礦の三切羽
の一つ所で二百五十五メー
トルで海面下二百五十五尺に達
しているが、湧水も意外少く
湿度も三十分という常盤礦で
の條件のよい切羽である。復
舊には約十日間を要する見込み
である。

改正された 市の新旅費

市議員の議員は議員の報酬費
用へ八割と、も改正された
が、双方とも新支給額は左の
とおりとなつた。

議員一キロに付二円、宿 泊料六大都市百円、その他 他百五十円、食料料(一夜 四十四円)
市長議員は二筆費、議員 は市費及び職費は二筆費、助 助以下は同、等費である

消防團の 手當決る

市消防團の消防手當等は市の
如くに決つたが旅費は市費
と同一である又消防手當、制
隊手當、警報手當は一律に
回五円である。

時にも御用へ應ずべき
機不可失有之事
一、常に心潔白身健可被
保長命事
一、各其職分を勤し人にお
くれざる様心掛事
一、節儉を守り貯蓄を心掛
不時の御用に可致事
一、家族は一心となり互
に助け合い親睦を旨とし目
分を誇る間取事
一、勇んで伐らず功有りて
徳とせず成功は人に譲り可
被申事
一、武あつて文なからざる
べからざる事一方に偏し申
間取事
一、色と酒と我慾の三つは
我を滅し家を傾け一生の
大敵と心得可致事
一、人の上に立つ者は徳を
度量を置く人の意を容れ必
ず小人と争はず下を誦し徳
み徳を積むを肝要と可被
致事
一、常に槍大刀矢甲甲ゆ
うの手入れを怠らず又馬
に可被心掛事
一、我が子孫は假令一族の
中と雖も不義の戦には一切味
方被當間取事
一、敵陣に對して強襲強襲
が肝要に候進むべき時は進
み退く時は一刻も遅らざる
事第三の肝要に候事
一、常に槍大刀矢甲甲ゆ
うの手入れを怠らず又馬
に可被心掛事
一、我が子孫は假令一族の
中と雖も不義の戦には一切味
方被當間取事
一、敵陣に對して強襲強襲
が肝要に候進むべき時は進
み退く時は一刻も遅らざる
事第三の肝要に候事

婦女心得の事

三月 光澤記

一、婦女子は第一に徳を重んじ行狀を正しく言葉
便ひを徳かに且つ柔順溫和
を旨と可被致事
一、徳を以て父母に孝養を
盡し眞實に家を守り子女を
訓育し偏頗の愛を動かしみ出
納を計り偏に實物贈物を可
被致事
一、婦女子の最も慎むべ
きは口上に候家内の事は
一切外へ漏れざる事心掛
けること肝要に候事
一、妻となりては貞潔烈烈
を旨とし家の爲には命を惜
まず平生は外は溫和柔順に
内には山石をも併く勇を盡
へ人の罵を受けざる事心
掛け偏に家を可被致事
一、婦女子と雖も武具一
切に入念し殊に威に心を可
被致事
一、婦女子は徒らに著飾振
舞決して有之間取事
一、遊藝を慎みしめ歌書樂
の嗜みは可有之事
一、婦女子は平生可慎は徳
徳徳徳徳徳徳の心にて候
これを養ふれば其の身を正し
し可申
一、婦女子は算盤を第一に
習ひ第二習字第三に縫針の
道第四に炊事第五に學問接
觸等第一に可被致事
一、一家の主婦たるもの下
部の者をいたはらば必ず偏愛
の取扱ひ致す間取事
右之條々は父光澤の婦女
子たるもの御訓誨にて候
光澤長子光則書
應徳三年(一七四四年)
正月

獨立御挨拶

當工場は日本アンブル東北工場として發
足以來地方各位の御援助に依りまして今
日の業績を擧げて來ましたが、今回獨立
し、新日本アンブル有限會社を創立、中
外製藥會社指定工場として同社鏡石工場
へ直結することになりました
今後一層の御指導と御支援を切望致し
ます
平市五丁目一(電二七九)
舊名稱 日本アンブル東北工場
新名稱 新日本アンブル工業有限會社
代表取締役 橋 三郎

千市仲町(電六一五)
内科 三井醫院
小兒科 三井五郎

獨本町厚 湯本町厚
生業委員會 委員會では
二十日午後一時から役場
開き秋氣清法の日取り等
協同
内郷第二中 内郷第一
一年生修死(一三)は去
年の十六日午前十一時ころ校庭
の地均し修業中百八十人のロ
ララーの後押しをしようとし
午前十時から修業村役場に期
して修業生を乗せ上り身を助
けられ即死